

千葉県特別支援教育推進基本計画（案）に対する
パブリックコメント手続きで提出された意見の概要と市の考え方

※ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約して掲載させていただいております。
※ページ数はパブリックコメント実施時のものです。

全体に関する意見

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え方	備考
1	全体		特別支援教育の推進は共生社会の実現を妨げるものである。特別支援教育に反対。この計画（案）は廃案にすべき。	本計画は、平成 24 年 7 月 23 日付で中央教育審議会初等中等教育分科会より報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」等、国（文部科学省）の示す方向性に基づき、平成 28、29 年度に保護者代表にも参加していただいた「千葉県における特別支援教育の在り方に関する検討会議」において検討、策定したものであることをご理解ください。	な修正
2	全体		障害者権利条約第 24 条教育は、ユニセフが発行し、世界の子供達に向けて配布している「わたしたちのできること 障害者権利条約の話」では、「人は、学校へ行く権利があります。皆さんに障害があっても、それを理由に教育が受けられないということはありません。また、皆さんは別な学校で教育を受けるべきではありません。皆さんには、ほかの子どもたちと同じカリキュラムで教育を受ける権利があります。そして政府はこれを実施するために必要な支援をしなければなりません。」と書かれている。同じ学校で、同じカリキュラムで教育を受けるのが障害者の権利である。障害者を別な学校で教育している日本において教育における差別の解消のために 24 条の最も重視しなければならないところは、「2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。 (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。 (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、	国(文部科学省)の示す方向性に基づき進めております。本市の特別支援教育は、すべての子どもたちを対象としており、障害の有無、診断の有無に関係なく、保護者、本人の意向を尊重しながら、就学の場を決定しています。今後も子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた教育を目指してまいります。ご意見として受け止め、参考にさせていただきます。	修正なし

		<p>かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。</p> <p>(c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。</p> <p>(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。</p> <p>(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。」</p> <p>である。つまり今の分離教育を改めて、通常学級から排除されないことが最も求められていることである。特別支援教育によって支援学級、支援学校に分けられている現実は普通教育からの排除という差別であり、障害者権利条約を曲解して無理やり当てはめている状況である。計画案で、特別支援教育がまるで障害者権利条約に合致するかのように引用し、差別を正当化することは間違っている。</p> <p>障害者権利条約「障害のある子ども」「教育」に関する総括所見によると、2013年オーストリアに対して、権利委員会は、特別支援学校に在籍する子どもの数が増えていることに対する懸念を表明している。また、2013年オーストラリアに対しても「障害のある生徒が特別学校に措置され続けており、かつ、普通学校に在籍している障害生徒の多くは主として特別学級または特別班に押し込まれていることを懸念する。」としている。</p> <p>障害者権利委員会の、インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般意見第4号(2016年)には、「多くの障害のある人が、同級生から分離された環境でしか教育を受けることができず、しかもそこで受ける教育は質が低い」と指摘している。千葉市もこの総括所見および一般意見の指摘を謙虚に受け止めるべきである。</p> <p>インクルーシブ教育にかかわる政策の計画立案、実施、監視及び評価のあらゆる側面において、分離(排除)は差別であり、障害者が分け隔てられないで教育を受ける権利を有するとの基本認識が必須である。それは、特別支援教育においてではなく、多様性を持った全ての子ども</p>		
--	--	---	--	--

			ものための教育として、組織、カリキュラム、指導方法など構造的に変更、調整していく問題として普通教育の問題として捉えるべきである。		
3		全体	特別支援教育の推進によって共生社会はむしろ遠いものになる。インクルーシブ教育システムは通級、支援学級、支援学校へ行かされる子供を増やし分離を進める分離システムである。共生社会は小さい子供の頃から分離されずに、教育で共生するところから始まることはサランカ宣言にもあるように明白である。障害者権利条約にいうインクルーシブ教育システムと市の計画案にいうインクルーシブ教育システムは別のものであり、この計画案にいうインクルーシブ教育システムでは、むしろ共生社会の実現を遠いものにする。分けない社会は分けない教育から始まることは明白である。		修正なし
4		全体	特別支援教育の理念は個人の能力に注目し、これまで障害者を苦しめてきた医学モデルとなっている。障害があっても全く問題のない一人の尊重された人間であるなら、なぜ別な場所に行かされるのか。一緒がいいならなぜ分けるのか。なぜ本人ができないことをあれこれ言われて努力を求められるのか。注目されるべきは教員の配置定数の改善を含めた一般教育のありかたそのものであり、人権モデルによって障壁をなくし差別をなくす努力を求められるのは学校教育（障害者の存在を想定しなかった普通教育）の方である。努力し変わるべきは学校であり、障害により差別されることなく同じ場所で同じ内容で学べる教育を求める。		修正なし
5		全体	インクルーシブ教育の推進を明記する。 言葉の教室等通級での指導も大切だが、基本は障がいがあっても通常の学級で学べる体制づくりを推進してほしい。		修正なし

総論に関する意見

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え方	備考
1	第Ⅰ部 第1章	2	<p>「今後の学校教育は障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶための合理的配慮が一層求められる時代となります。」とあるが、共に学ぶ舞台は通常の教室にある。</p> <p>はっきり診断がつかない、もしくは診断が付いていても対策が練られていない児童・生徒が通常の教室には存在している。</p>	<p>特別支援教育は、本市のすべての子どもたちを対象としています。障害の有無、診断の有無に関係なく、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じられるように努力しています。</p>	修正なし
2	第Ⅰ部 第3章 3 表 1-1	7	<p>環境面に重点を置くユニバーサルデザインはどんどんやっていただくとよい。しかしそれとは違う概念である「学びのユニバーサルデザイン」の導入を全ての通常の教室にお願いしたい。</p> <p>LD学会でも数年研究発表されている。お金をかけなくてもできる、千葉市で実践する方法があると思う。学びに困難を覚えている児童・生徒とそれを一生支えていく保護者に、学べる手だてを見つけてあげられるシステムの構築を望む。今後税金を払える人を増やす方法だと思ふ。</p>	<p>「ユニバーサルデザイン」の考え方には、環境面への配慮のほか、学び方への配慮や学ぶ内容への配慮も含まれると考えています。</p> <p>一人一人の教育的ニーズに応えるためには、「わかる授業」の推進をしていくことが重要であり、そのために、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れていくことを今後も教職員に伝えてまいります。</p>	修正なし
3	第Ⅰ部 第2章	2	<ul style="list-style-type: none"> 「本市の特別支援教育における行政施策は、国（文部科学省）の示す方向性に基づき取り組まれています。」と表記の変更を検討してください。 当該箇所前後に「本市」とありますので、平仄を揃えてほしい。 本市の行政施策は、文部科学省が示す方向性にのみ基づくものではない。案文の一文だけでは、正確な記述にならない。言葉を補い、より正確な表現にすべき。 	<p>「<u>本市の特別支援教育における行政施策は、国（文部科学省）の示す方向性に基づき、『千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議』等において検討、策定し、取り組んでいます。</u>」と修正します。</p> <p>以後、「千葉市」は「本市」と記載します。</p>	修正あり
4	第Ⅰ部 第2章 4	3	<ul style="list-style-type: none"> 「文部科学省に設置された中央教育審議会の先の報告では、（以下略）」と表記の変更を検討してほしい。 「中教審」は正式名称ではない。教育関係者でない市民や障害者本人、保護者等も広く、分かりやすく、正しく理解できるよう、正式名称を用いて言葉を補うべき。 	<p>「<u>文部科学省に設置された中央教育審議会の先の報告</u>では、～（以下略）」と修正します。</p>	修正あり

5	第 I 部 第3章 4	7	<ul style="list-style-type: none"> 「平成29年度に千葉市学校教育の課題と目標を取りまとめた報告書(P)『21世紀を拓く』では、(以下略)」と「21世紀を拓く」の内容を補足する文章を検討してほしい。 「21世紀を拓く」が何者か全くわからないため、言葉を補ってほしい。 本計画書は本市教育関係者以外の多くの方々の目に触れますので、常に読み手に伝わりやすい文章表現を意識していただく必要があると感じます。 	<p>「4 千葉市学校教育の課題『21世紀を拓く』」については、下記のように全文を修正します。</p> <p>本市では、前述した「第2次千葉市学校教育推進計画」の教育目標を「わかる授業の推進」及び「楽しい教室・夢広がる学校づくり」の視点から、本市学校教育の方針や課題をまとめた「千葉市学校教育の課題『21世紀を拓く』」を作成、毎年教職員に配布し、学校教育の充実に努めています。これは、本市教職員が毎年、推進計画やその年次目標を意識して教育活動に取り組むための重要な指針となっています。</p>	修正あり
6	第 I 部 第3章 4	7	<ul style="list-style-type: none"> 「『21世紀を拓く』においては、『わかる授業の推進』の項目において特別支援教育が盛り込まれ、『楽しい教室・夢広がる学校づくり』の項目においては、特別な児童生徒への指導が盛り込まれ、それぞれに掲げた目標に向けた取り組みを進めています。と表記の変更を検討してください。 案文中に20番目、4番目と順番が明記されていますが、意味が理解できない。順番が本市の取り組む施策の優先順位を示しており、重軽を表現したい等の理由があるのであれば、その旨を明記すべきで、非常に重要な論点となるが、そうでない場合、本文中では不要な情報のため、本文中からは、削除すべき。 	<p>「21世紀を拓く」においては、特別支援教育や特別な支援が必要な児童生徒への指導を盛り込み、それぞれに掲げた目標に向けた取組も進めております。</p> <p>本推進基本計画は、これまで本市で推進してきた特別支援教育に関する教育行政全般の計画との整合性に配慮しつつ、より特別支援教育に焦点化した、具体的かつ実効性を伴う計画として策定します。</p>	修正あり
7	第 I 部 第3章 4	7	<ul style="list-style-type: none"> 「これは、本市教職員が毎年、推進計画やその年次目標を意識して教育活動に取り組むための重要な指針となっています。」と表記の変更を検討してください。 案文にある「有効です」という表現は、些か自画自賛感が否めない。何か有効性を示す定量的なデータがあれば、付記すべきと思料するが、前後文章の趣旨を鑑み、表記の変更が適当であると考えます。 		修正あり
8	第 I 部 第3章 4	7	<ul style="list-style-type: none"> 「このように、本市においては、学校教育政策全般の中に特別支援教育を明確に位置付け、国策で(以下、略)」と表記の変更を検討してください。 案文にある「きちんと」という表現は、行政委員会が策定する計画書等ではあまり見かけない表現のため、些か違和感が否めません。 		修正あり

9	第I部 第3章 4	7	<ul style="list-style-type: none"> ・本項で申し述べたいことを整理・精査し、表現方法含めて再検討し、必要があれば、適宜修正を。 ・本項全体が「21世紀を拓く」に特別支援教育が位置付けられ、これに関連して各施策が展開されているようなことを記述したい印象は伝わってきますが、行政委員会が策定する計画書等ではあまり見かけない表現もいくつか混在しており、何を申し述べようとしているか、理解しにくい仕上がりになってしまっている印象を受ける。 ・本計画書は、本市の特別支援教育に関する関係者のみならず、多くの方々の目に触れますので、どうか落ち着いて、全体の修文を試みるべき。 		修正あり
10	第I部 第5章 1 ①	13	<ul style="list-style-type: none"> ・「本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取り組みを活かし、さらに充実を図ります。」と表記の変更、平仄の統一を検討してほしい。 ・文中の趣旨で使い分けをしている意図は感じられない。「取り組み」、「取組」の平仄を整えてほしい。 ・「生かし」誤植ではないか。「生かす」、「殺す」の意味での使い分けは感じられないので、修正が必要。 	<p>「本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を活かし、さらに充実を図ります。」と修正します。</p> <p>単語として使用する場合、「取組」と統一します。</p>	修正あり
11	第I部 第5章 1 ④	13	<ul style="list-style-type: none"> ・「交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害者理解の教育にも積極的に取り組みます。」と表記の変更を検討してほしい。 ・「障害者理解教育」という単語は、一般的でない印象も受ける。他で出現しない単語である場合、「の」を補った方が自然に読むことができる。 	<p>「交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害者理解の教育にも積極的に取り組みます。」と修正します。</p>	修正あり
12	第I部 第5章 3	14	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援課が策定した『第4次～6次障害者計画等の策定(3年単位)』と『千葉市における障害者福祉施策』の表記順序の入替を検討してほしい。 ・千葉市における『障害福祉施策に係る中長期指針』および『第4次～6次障害者計画』においては、前者の中長期指針が上位概念であることが明記されている。上位概念を下位に明記することに強い違和感がある。 	<p>表を修正します。</p>	修正あり

1 3	第 I 部 第 5 章 3	14	<ul style="list-style-type: none"> 「また、この基本計画の具体的な施策の展開にあたっては、本市が策定する関連する個別計画とも十分に連携し計画を推進します。」と内容の追加を検討してほしい。 案文中には、障害者自立支援課が策定した計画、指針等の関係が明記されておらず、関係がよくわからないため、上記のような趣旨の文章による関係を明記することが必要。また、概要版には、『千葉市新基本計画』および『実施計画』が明記されていますが、本文には記載がない。誤植であれば修正が必要。多少なりとも関係を及ぼす可能性のある、または、連携が必要な大綱、計画、実行プランなどは明記して、その位置づけや関係性を文中に明記することが必要。 	<p>「また、この基本計画の具体的な施策展開にあたっては、本市が策定する関連する新基本計画等との整合性を配慮しつつ推進していきます。」と修正します。</p>	修正あり
1 4	第 I 部 第 6 章 1	14	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育がスタートして10年たち千葉市において様々な取り組みがされてきましたが、現在、特別支援教育における施策と現場のニーズに急激な変化をもたらし、直面している喫緊の課題として、①特別な教育的ニーズのある児童生徒の急増、②児童生徒の急増と教員の大量退職により若手教員や特別支援教育の経験が少ない教員の増加、③医療の進歩や社会環境の変化により教育的ニーズの多様化・複雑化への対応等があげられます。」と表記の変更を検討してほしい。 案文の「大きな課題」というには、少々当たり障りの表現で現場のご苦労や危機意識が十分に伝わってこない印象を受けるので、少々言葉を補い、全体的な印象を少々修正したほうがよいと思う。 また、③は、原文案にある「相談が急増していること」自体は課題ではなく、その「相談に対応できていないこと」が課題であると推測できるので、上記のように課題を明記すべき。ここは非常に大切な論点だと思うので、慎重かつ十分に注意を払い、修文の検討をお願いしたい。 	<p>「特別支援教育がスタートして10年たち本市においても様々な取組を行ってきましたが、現在、特別支援教育における施策と現場のニーズに急激な変化をもたらし、直面している喫緊の課題として、『特別な教育的ニーズのある児童生徒の急増』、『教員の大量退職による若手教員や特別支援教育の経験が少ない教員の増加』、『医療の進歩や社会環境の変化による教育的ニーズの多様化・複雑化への対応』等があげられます。」と修正します。</p>	修正あり

第Ⅱ部 各論に関する意見

「第1章 就学相談・教育相談」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	第Ⅱ部 第1章 第1節 1	19	<p>厳密には特別支援教育の範疇ではないのかもしれないが、幼児期の支援の充実、その後の教育場面での適応を高めることにつながるため書かせて頂く。</p> <p>関係保護者等から届く情報や私自身が我が子の健診を体験した中で感じたこととして、千葉市の乳幼児健診の精度はかなり荒いと感じている。そのことを踏まえると、1歳6か月健診、3歳児健診の充実、将来的には年中後半での5歳児相談の実施は喫緊の課題と考える。</p> <p>千葉市では、成田市のような取り組みが私の知る範囲では行われていないように思われる。そのため、健診で“ちょっと気になる子”も積極的に拾い上げにくくなっているのではと考える。早期からの支援体制の整備として、乳幼児健診の充実とその後のフォローの体制充実を期待する。</p>	保健福祉局、こども未来局、教育委員会の関係各課、学校等の関係機関で組織する「特別支援連携会議」で、検討課題としてまいります。	修正なし
2	第Ⅱ部 第1章 第2節 4	20	<p>千葉市発達障害支援センターのライフサポートファイルを指しているのであれば、とても望ましいと思う。</p> <p>H34まで検討予定とのことだが、検討に数年かけるものではない。一年以内に終え、二年後には実施して戴きたい。すぐにでも千葉市発達障害支援センターに掛け合っていたきたい。</p>	<p>平成29年度特別支援連携会議において、幼保版「個別の教育支援計画」の書式を作成し、小学校への引き継ぎに活用しました。発達障害者支援センターも確認をしているところです。ライフサポートファイルを活用できる方にはそれを使っていただければよいのですが、これまでの現状を考え、「個別の教育支援計画」をしっかりと作成・活用していくことで、児童生徒への支援が充実していくと考えています。</p> <p>平成34年度まで検討までとなっているところを、修正し、平成30年度には「修正・実施」とします。また、中学から高校へ、特別支援学校高等部から社会へという移行支援についても、検討してまいります。</p>	修正あり

3	第Ⅱ部 第1章	<p>早期からの教育相談と支援体制の充実に反対。今、早期からの教育相談によって、我が子のできないこと、遅れているところに目を向けられ、障害を否定的に捉える医学モデルの考えが親に植え付けられている。親は不安になり我が子は特別な療育が必要な特別な子供で、将来支援学級か支援学校に行くものと思ってしまう例が多発している。相談・支援の中で我が子（障害者）の権利を教えてもらったという例を知らない。権利を基盤としない相談・支援はするべきではない。早期からの相談・支援で早期からの分離が進んでいる。千葉県では子どもの障害を理由に、私立幼稚園の入所を断られることがあり、入所できる園が限られていたり、重度の子供は入所できなかったりという差別が存在しており、厳しい状況にある。幼稚園での入所差別が放置された状況では乳幼児期に行けるところが療育施設しかないということも起きうる。乳幼児期の支援としては、保育所・幼稚園の入所・入園差別をまずなくすべきである。特に保育所については、親の就労等で親が保育できない子供のみを対象にするのではなく、親の状況とは関係なく全児童対象にして保育を受ける権利をすべての子どもにゼロ歳から無償で保障することが何よりの充実した支援となる。さらに幼稚園に受諾義務を課すことで断られる子供がいなくなることも充実した支援となる。特別支援教育の充実ではなく一般の統合された乳幼児保育・教育施設の充実を図るべき。</p>	<p>早期からの教育相談と支援体制につきましては、必要と捉えております。</p> <p>乳幼児保育、教育施設の意見については、保健福祉局、こども未来局、教育委員会の関係各課、学校等の関係機関で組織する「特別支援連携会議」で、検討課題としてまいります。</p>	修正なし
---	------------	--	---	------

「第2章 多様な学びの場の充実」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	第Ⅱ部 第2章	23	これまでの環境面に重点を置いたユニバーサルデザインはどんどんやっていただくのはよい。しかしそれとは違う概念である「学びのユニバーサルデザイン」の導入を全ての通常の教室にお願いしたい。(再)	「わかる授業」の推進に向けた課題として、「21世紀を拓く」では、「児童生徒の実態、『付きたい力』『ねらい』を明確にした指導計画の立案」、「児童生徒の長所や可能性、進歩の状況等を積極的に評価」等を挙げています。環境面だけでなく、児童生徒にとっての学び方、学びやすさについても検討しています。	修正なし
2	第2章 第1節 3	23	リソースルームの設置には、期待している。はっきりと支援が必要な児童・生徒に限らず、もしかしたら支援が必要ないかもしれないが、念のため、一応、指導してみよう、という場合にも利用できるようなものであって欲しい。 その場合も、しっかりWISCだけでなく必要な検査をして原因を特定できていることが自己肯定感を下げない為にも必要だと思う。検査等できる体制の構築もお願いしたい。	リソースルームの設置については、各学校の個別支援の状況とその効果を確認しながら、検討していきます。 合わせて、「教育支援体制整備ガイドライン」(H29 文部科学省)をもとに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制づくりをより積極的に推し進めていきたいと考えています。	修正なし
3	第2章 第3節 3	26	巡回による指導についても期待しています。多くの児童・生徒が通級を利用する為の障壁を無くして行ってください。	今年度(30年度)モデル事業を、小学校(中央区、若葉区)、中学校(中央区)で実施しております。その成果と課題を整理しながら、整備してまいります。	修正なし
4	第2章 第1節	23	通常学級での対応の充実を図ることは特別支援教育の充実の問題ではなく一般の教育制度の問題として語られるべきである。「合理的配慮」は非差別の概念であり、特別支援教育とは全く別の概念である。通常学級で差別なく平等に過ごせるようにすることであり、平等のための権利であり特別な支援ではない。	ご意見として受け止め、参考にさせていただきます。 また「通常学級からの追い出し」については、これまで行っておりません。今後も行われることのないように指導してまいります。	修正なし

5	第2章 第1節	23	<p>千葉県では、通常学級から特別支援学級や特別支援学校への強力な追い出しが日常的に行われている。その追い出しが通級や支援学校の高等部希望者が多くなる理由ともなっている。</p> <p>以下に実態の一部を述べる。実態は脅し、不安にさせて支援学級・学校へ追い出す、普通学級の居心地を悪くするなどの普通学級からの障害者排除であり、特別支援教育の推進は差別、人権侵害と一体となっている。教育者はこの真実から目をそらしてはいけない。</p>		修正なし
6	第Ⅱ部 第2章 第2節	24	<p>高校における通級制度に反対する。通級は分離であり、普通教育からの排除である。</p>	<p>保護者の必要感も多いことから、本人、保護者の希望を優先し、実施してまいります。</p>	修正なし
7	第Ⅱ部 第2章 第5節 1	28	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇(P)に示された『できるだけ児童生徒の居住地または近隣で、教育的ニーズに応じた指導が受けられるようにする』という方針に基づき(以下略)」と出典の明記を検討してほしい。 ・特別支援級や特別支援学校への入学を検討している児童生徒・保護者にとって非常に重要な方針であるが、出典が確認できなかったため、どうか出典を示していただきたい。 	<p>インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の観点から、平成29年千葉県議会第4回定例会において、「児童生徒、保護者のニーズに応えながら、できるだけ学区や居住地に近い学校へ通うことができるよう設置を進めてまいります。」と教育長が答弁しています。</p> <p>出典となるものはないので、「できるだけ児童生徒の居住地または近隣で、教育的ニーズに応じた指導が受けられるように、必要に応じて特別支援学級を設置してきました。」と修正します。</p>	修正あり

8	第Ⅱ部 第2章 第5節 1	28	<ul style="list-style-type: none"> ・「特に近年は、医療の高度化に伴い、日常的な医療的ケアが必要な児童生徒の受入体制のニーズが急速に高まっています。本市においては、スクールメディカルサポート事業による医療的ケアを行う看護師の派遣体制を構築していますが、母子分離による受入体制の整備等、保護者のニーズとは未だ大きな乖離があるため、先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等を参考にするなど、教育委員会、学校、主治医、保護者等が連携しながら、幅広い検討を通じた取り組みが必要です。」と内容の追加を検討してほしい。 ・学校教育における医療的ケアが必要な児童生徒の受け入れ態勢の整備および対応の必要性については、文部科学省「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」の議論を参照。あわせて、平成30年6月20日付、文部科学省初等中等教育局長発「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめについて（通知）」を参照して補記・修文ができる箇所がないか、再精査をお願いしたい。 	<p>特別支援学級に限った内容ではないので、第1節1「校内支援体制の充実のために、特別支援教育指導員の配置及び学校訪問相談員、スクールメディカルサポーター（看護師）の派遣をしています。」と一部書き加えます。</p> <p>また、第6章第5節1についても、メディカルサポーターについて、修正します。</p>	修正あり
9	第Ⅱ部 第2章 第5節 2	28	<p>「(1) 保護者や学校の要望に加え、本市関係部局や千葉県関連機関との連携を密にし、一人一人の教育的ニーズに応じられるように、特別支援学級を設置していきます。」と表記の変更を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の設置については、最終的な設置可否の検討・判断は教育委員会であることながら、保護者や学校側の真のニーズに応じたきめ細やかな対応が可能になるよう、障害福祉部局や関係機関、主治医等との連携は必要不可欠である（平成30年6月20日付、文部科学省初等中等教育局長発「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめについて（通知）」参照）。同様の趣旨が『千葉県における障害福祉施策に係る中長期方針』（策定：平成29年4月/所管：保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課）にも明記されているので、本市の施策間連携の足並みをそろえるためにも本計画に明示して盛り込むべきと考える。 	<p>「一人一人の教育的ニーズに応じられるように」していくことは、関係諸機関からの情報収集をしたり、連携を図ったりすることも含まれますので、表記は変更しません。</p> <p>特別支援学級・通級指導教室設置検討会議の中で、設置要望の理由等をこれまで同様確実に確認してまいります。</p>	修正なし

1 0	第Ⅱ部 第2章 第5節 2	28	<ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 児童生徒の多様化するニーズに応じて、多様な教育課程を編成するとともに、医療的ケアへの対応をはじめとした受入体制の整備を推進します。」と表記の変更を検討してほしい。 ・学校教育における医療的ケアが必要な児童生徒の受け入れ態勢の整備および対応の必要性については、文部科学省「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」の議論を参照してほしい。あわせて、平成30年6月20日付、文部科学省初等中等教育局長発「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめについて（通知）」を参照して補記・修文ができる箇所がないか、再精査をお願いしたい。【再掲】 	<p>ここでは特別支援学級の教育課程について述べていますので、受入れ体制については言及しません。</p> <p>第6章第5節において、具体的な取組として「メディカルサポート事業の整備」と記載しております。</p> <p>「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめ」については、記載はしませんが、参考にしながら確実にスクールメディカルサポート事業を推進してまいります。</p>	修正なし
1 1	第Ⅱ部 第2章 第5節 3	28	<p>「○多様な教育課程および医療的ケアへの体制整備(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（文部科学省）の学校における医療的ケアの検討状況に連携した取り組みの推進 ・先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等の研究・導入検討」 <p>※次項4具体的な取組の目安もあわせて修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表記の変更および項目の追加を検討してください。 ・「医療的ケアが必要な児童生徒」の受入体制の整備については、厚生労働省障害保健福祉部による先進的なモデル事例の取り組みや、他自治体(政令指定都市クラス)において、学校教育における母子（保護者）分離の受入体制を整えるなど、ニーズに応じたきめ細やかな体制整備が進みつつある。 ・本市においても、国や全国的な取り組みの動向と連動して、効果的な施策を展開できるよう、さらに、同様の趣旨が『千葉県における障害福祉施策に係る中長期方針』（策定：平成29年4月/所管：保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課）にも明記されている。本市の施策間連携の足並みをそろえるためにも本計画に明確に盛り込むべき。 	<p>医療的ケアに必要な児童生徒の受け入れについては、特別支援学級に限らないので、ここには明記しません。受け入れに際しては、保護者の方との協議を重ねつつ、支援体制の一層の充実に努めてまいります。</p>	修正なし

1 2	第Ⅱ部 第2章 第6節 1	29	<ul style="list-style-type: none"> ・「また、県立千葉特別支援学校（小学部・中学部・高等部）には、千葉県在住の児童生徒が通学しており、過密化解消に向けた取り組みは、県教育委員会で検討されており、施設・設備の老朽化課題としてあげられています。」と表記の変更を検討してほしい。 ・「取り組み」の平仄を合わせてほしい。 	「取組」と統一します。	修正あり
1 3	第Ⅱ部 第2章 第6節 1	29	<ul style="list-style-type: none"> ・「○「できるだけ児童生徒の居住地または近隣で、教育的ニーズに応じた指導が受けられるようにする」という方針を最大限に尊重するよう努める一方、障害の程度や内容により、市外近隣の特別支援学校への通学が必要な児童生徒に対しては、スクールバス増便や障害の程度や医療的ケアへの対応等きめ細やかな対応も求められています。」と表記の変更を検討してほしい。 ・当所が2018年6月に実施したアンケート調査では、特別支援学校への進学を検討する児童生徒の保護者のうち、約4割強がスクールバス増便を希望し、児童生徒の障害程度に応じたきめ細やかな対応や医療的ケアの対応について何らかの不満や不安を感じ、対応・改善を望んでいる。 ・このような現状を明確に課題として認識し、本計画案に明記すべき。 	県立特別支援学校における課題については、県として対応しています。本市としては、現状を把握しつつ、必要に応じて県と連携を図っていきたいと考えています。ご意見を受け止め、実態把握を進めてまいります。	修正なし
1 4	第Ⅱ部 第2章 第6節 2	29	<ul style="list-style-type: none"> ・「(3) 市内在住者の児童生徒が、千葉市外の特別支援学校への通学する際のスクールバスの利用について、身体的な負担等が軽減・改善するよう、県及び関係機関と連携して協議・検討を行います。」という項目の追記を検討してほしい。 ・当所が2018年6月に実施したアンケート調査では、特別支援学校への進学を検討する児童生徒の保護者のうち、約4割強がスクールバス増便を希望し、児童生徒の障害程度に応じたきめ細やかな対応や医療的ケアの対応について何らかの不満や不安を感じ、対応・改善を望んでいる。【再掲】 ・このような現状を明確に課題として認識し、本計画案に明記すべき。【再掲】 		修正なし

15	第Ⅱ部 第2章 第6節 3	29	<p>「○市外特別支援学校へのスクールバス運用の拡充検討(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び関係機関と連携した協議・検討 ・先進的なモデル事例や他自治体の効果的な事例等の研究・導入検討」という項目の追記を検討してください。 ・当所が2018年6月に実施したアンケート調査では、特別支援学校への進学を検討する児童生徒の保護者のうち、約4割強がスクールバス増便を希望し、児童生徒の障害程度に応じたきめ細やかな対応や医療的ケアの対応について何らかの不満や不安を感じ、対応・改善を望んでいます。【再掲】 ・このような現状を明確に課題として認識し、本計画案に明記すべきです。【再掲】 		
----	------------------------	----	---	--	--

「第3章 一貫した支援とネットワークづくり」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	第3章 第1節	31	<p>ヨコの連携について、基本計画でも触れられているが、特別な支援ニーズのある子どもの家庭は、複合的で多様な問題を抱えていることも多い。子どもや家庭の状況に応じて、医療、保健、福祉、教育等によるネットワーク体制を構築し、その中で学齢期には学校・教育が中核となり特別支援を推進するような連携体制を期待する。</p>	<p>「特別支援連携会議」を「特別支援連携協議会」と改め、より連携を密にすることで、複雑化、多様化するご家庭への支援にも当たれるようにしてまいります。</p>	修正なし

「第4章 教職員の専門性と指導力」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	第4章 第1節	35	<p>発達障害などに対応できる教師の専門性を確保する。巡回指導員の拡充も大切だが、担任の専門性を高めるための研修、採用等数値目標を決めて実施してほしい。</p>	<p>計画にありますように、「『エリア方式』に基づき、各地域や校内での研修会を活発化」する等、研修の在り方を検討し、教職員の資質向上に努めてまいります。</p>	修正なし

「第5章 特別支援教育の周知と理解」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	第Ⅱ部 第5章	37	<p>・「特別支援教育の周知と環境整備」または「特別支援教育の周知・理解と環境整備」と表記の変更を検討してほしい。</p> <p>・本章の内容は、教育委員会の立場として本市特別支援教育における周知および環境の整備を推進する視点に立って記述されている。については、上記のように表記の修正をしたほうが本章の内容を適切に反映できるものと考ええる。</p> <p>・他方、「理解」にも重きを置く場合は、下段の表記への変更を検討してほしい。</p>	「第5章 特別支援教育の周知・理解と環境整備」と修正します。	修正あり
2	第Ⅱ部 第5章 第1節 2	38	<p>「(1) 校長のリーダーシップの下、教職員には、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の理解促進を今後も図っていきます。」と表記の変更を検討してほしい。</p> <p>・文部科学省平成30年2月8日付29初特支第33号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長、同教育課程課長、同幼児教育課長発「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について(依頼)」には、障害者理解に係る指導について、左記のような表現を用いて依頼を発出しているため、本計画においても国の施策に呼応して本計画へ明記するとともに、実際の現場においても取り組みの推進者を明記することで施策の展開を一層後押しすべき。</p>	「(1) 校長のリーダーシップの下、教職員には、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の理解促進を今後も図っていきます。」と修正します。	修正あり
3	第Ⅱ部 第5章 第1節 3	38	「通常の学級においてユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を推進する。」とある。これまでの環境面に重点を置いたユニバーサルデザインはどんどんやっていただくのはよろしいと思うが、それとは違う概念である「学びのユニバーサルデザイン」の導入を全ての通常の教室にお願いしたい。(再)	養護教育センターの専門研修「学級経営のユニバーサルデザイン」「授業のユニバーサルデザイン」は、の「授業UD学会」の理事等を講師としており、最先端の知見を学べる場としています。多くの教職員に積極的に受講してもらえるように周知しております。また、学校への訪問指導の際にも、話題にしていくようにしています。	修正なし

4	第Ⅱ部 第5章 第3節 2	40	<p>「(1) 合理的配慮の基礎となる、「基礎的環境整備」を継続して推進します。」と表記の変更を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の理念・趣旨を鑑み、言葉を補い、全体をより意をくむように表現を修正すべき。 ・本節の内容については、平成24年度中央教育審議会初等中等教育分科会で特別委員会が設置され、集中的に議論され、分かりやすい資料が公開されているので、関連資料を参照してほしい。 	<p>「(1) 合理的配慮の基礎となる「基礎的環境整備」を継続して推進していきます。」と修正します。</p>	修正あり
5	第Ⅱ部 第5章 第3節 2	40	<p>「(2)児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等にきめ細やかに応じた、必要かつ合理的な配慮の提供を推進します。」と表記の変更を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育においても、合理的配慮は、義務事項になりますので、案文の「図っていく」という表現は弱い印象である。 ・本計画の理念・趣旨を鑑み、言葉を補い、全体をより意をくむよう、表現を修正すべき。 ・本節の内容については、平成24年度中央教育審議会初等中等教育分科会で特別委員会が設置され、集中的に議論され、分かりやすい資料が公開されているの、関連資料を参照してほしい。【再掲】 	<p>「(2)児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等にきめ細やかに応じた、必要かつ合理的な配慮の提供をしていきます。」と修正します。</p>	修正あり
6	第Ⅱ部 第5章 第3節 3	40	<p>「・各学校における教職員への合理的配慮の周知・理解の継続・徹底」と表記の変更を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対して、周知の徹底のみならず、理解もしてもらえるような表現に変更を。 	<p>「・各学校における教職員への合理的配慮の周知・理解の継続・徹底」と修正します。</p>	修正あり
7	第Ⅱ部 第5章 第3節 3	40	<p>「・合理的配慮に関する情報(資料や先進的な事例等)の収集と積極的な情報提供。」と表記の変更を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料の収集と必要に応じた情報提供」という案文の表現は、共生社会の形成に向けた国民全体の共通理解を促進し、インクルーシブ教育システム構築の機運を高めることが求められている中、あまりにも手段を限定し、非常にネガティブな印象を受けた。 ・資料の収集にとどまらず、多様な情報を収集し、積極的な情報提供に努めてほしい。 	<p>「・合理的配慮に関する情報(資料や先進的な事例等)の収集と積極的な情報提供。」と修正します。</p>	修正あり

「第6章 養護教育センターの機能」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	第Ⅱ部 第6章 第2節	43	言語聴覚士（ST）の配置検討は、必要と思いますが、併せて「作業療法士」の配置もお願いしたい。 じっとしてられない児童・生徒、書きの困難がある児童・生徒、距離感が一般と異なるが故に周囲の児童・生徒とトラブルが起こりがち等、DCDの可能性と視点も入れないと本当に多動なのかLDなのか自閉傾向なのか原因がわからない。児童・生徒に無駄に頑張らせる、努力させるのを避けるため必要である。	養護教育センターの相談の主訴を確認しながら、「作業療法士」や「理学療法士」についての必要性を検討してまいります。 「言語聴覚士等」と修正します。	修正あり
2	第Ⅱ部 第6章 第3節	44	「授業のユニバーサルデザイン」と並べて「学びのユニバーサルデザイン」と記述されることを望む。学習につまずく前に、つまずかせない学習の提示と選択をさせることが必要だ。 通常学級の先生にこそやっていただきたい。	（再）養護教育センターの専門研修「学級経営のユニバーサルデザイン」「授業のユニバーサルデザイン」は、の「授業UD学会」の理事等を講師としており、最先端の知見を学べる場としています。多くの教職員に積極的に受講してもらえるように周知しております。また、学校への訪問指導の際にも、話題にしていくようにしています。	修正なし
3	第Ⅱ部 第6章 第5節	46	通常学級在籍児に対する特別支援教育指導員の配置について。この仕組みがどういった手続きで行われているのかが、ホームページ等では把握できない。関係する保護者からの話では、保護者が配置を要求し、3回という回数制限のある中で利用していると聞いた。指導員の役割は重要だと思うが、一方で個別的な指導にとどまってしまうのではないかと、各保護者の要望に応じている限り膨大な人数になるのではないかと懸念がある。また、指導員がどういった指導を本人や学校に対して行っているのかが、保護者や関係機関は把握しにくいと感じている。 一つの案として、訪問型の支援は基本的には学校が必要性を判断し要請する仕組みにし、指導員は個々の生徒のサポート的指導ではなく、個々の生徒の行動観察と実態把握（アセスメント）を中心に担い、それを受けて学校や学級担任、特別支援コーディネーターへの指導・助言に徹する方法もあるのでないか、そのような仕組みの方が特別支援教育全体の底上げにつながるというのではないかと考える。指導員の増員と並行して、仕組みのあり方についても検討をお願いしたい。	特別支援教育指導員配置事業の趣旨は、通常の学級に在籍するADHD児等の障害のある児童生徒の内、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力して一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校に一定期間、特別支援教育指導員を配置するとしています。 合わせて、配置の際の学校説明会においては、校内委員会への参加や特別支援教育コーディネーターとの連携を図る中で、校内支援体制構築のサポートをするために配置していると伝えています。 特別支援教育指導員の配置に際しては、配置期間中に学校訪問相談員が学校訪問を実施し、各学校に児童生徒の支援方法等についての助言と共に、校内支援体制づくりへの指導助言も行っています。特に配置終了後、指導員がいなくなった後の支援についての助言も行っています。 特別支援教育指導員の配置を希望する場合は、養護教育センターに相談をしていることが必要になります。担当の指導主事と指導員と学校訪問相談員とが、児童生徒の状況を多面的に捉えながら、支援をするためです。	修正なし

4	第Ⅱ部 第6章 第5節	46	<p>「○スクールメディカルサポーター補助員制度（仮称）の検討(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に医療的ケアを行っている保護者が付添待機になった場合、「スクールメディカルサポーター補助員（仮称）」として特別支援教育における人的配置の補完的位置づけとして活用することを研究し、検討する。」という項目の追加を検討してほしい。 ・昨今の医療的ケアが必要な児童生徒の急増に対応すべく、日常的に医療的ケアを実施している保護者がサポートに回り、医療的ケアを支援する補助員として、主治医、看護師などの指導のもと、一定の要件を満たし、かつ希望する場合は、校内の医療的ケアのサポートに回るができる制度について、研究・検討することを盛り込んでいただきたい。 	ご意見につきましては、スクールメディカルサポート事業推進の中で検討してまいります。	修正なし
5	第Ⅱ部 第6章 第5節 1	46	<p>「○スクールメディカルサポーター事業については、近年の医療的ケアが必要な児童生徒の増加に伴い、保護者の付き添いなしに学校で授業が受けることに対するニーズが高まり、期待が寄せられる一方、スクールメディカルサポーターの常駐は、未だに実現できていません。」という項目の追加を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本項では、現状は列挙されているが、課題の記述がないため、左記の項目を追加してほしい。 	「○基礎的環境整備の一つである人材については、平成29年5月現在、緊急な対応が必要な児童生徒に35名の特別支援教育指導員を配置しています。また、小学校において常時介助が必要な児童に特別支援教育介助員を5名、医療的ケアが必要な児童に看護師を4名派遣しています。必要とされる児童生徒数に対して不足していたり、教育的ニーズに対応しきれていなかったりする現状があります。」と修正します。	修正あり

「関係資料」に関する意見

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	関係資料	50	千葉県発達障害支援連絡協議会には現在養護教育センターが参加されていますが、教育委員会は参加しないのか。	「養護教育センター」は、教育委員会所管となっております。教育委員会代表として、参加しています。「養護教育センター」は子育てアシスト等の事業にも協力しており、情報は共有されています。	修正なし

2	関係資料	50	<ul style="list-style-type: none"> ・グラフには全て単位を付記してほしい。 ・白黒印刷をしても見やすいよう、原則、色分けでのグラフ区分はせずに塗りつぶしはパターンを使用し、各棒線は枠囲いしてほしい。 ・半角数字、全角数字が入り混じっている。平仄を整えてほしい。 ・グラフの書体を整えてほしい。 ・本基本計画策定後は、教育関係者のみならず、多くの市民、障害者およびその家族が目にするため、どうか分かりやすく編集をお願いしたい。 ・また、和暦・西暦は、可能な限り併記したほうが良いのではないかと思慮する。 	グラフ等を修正し、わかりやすくなるよう努めます。	修正あり
---	------	----	---	--------------------------	------

その他

No.	項目	ページ	意見	市の考え方	備考
1	その他		<p>【各論部の補記・修文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月20日付、文部科学省初等中等教育局長発「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめについて（通知）」を参照のうえ、本市の取組み現状および課題について、補記・修文ができる箇所がないか、再精査のうえ、反映・修文をお願いしたい。 ・なお再精査にあたっては、障害福祉部局担当者との連携・確認をしていただきたい。 	修正した推進基本計画につきましては、保健福祉局等にも確認した上で公表してまいります。	